

雨天時の自転車運転方法(かさ差し運転)調査結果

雨天時 自転車運転方法(かさ差し運転)調査結果

調査日時	2025年6月11日(水)午前7時30分～8時00分
調査場所	埼玉県新座市 市道 歩道無し 道路部幅員4.8m 車道幅員3.8m 自動車双方向通行路 最寄り駅までの距離約600m

双方向通行量	自転車	自動車	2輪バイク	歩行者
	45台	9台	1台	93人

自転車 運転方法	レインコート着用運転	かさ差し運転	
		かさを手に持って運転	かさを車体に固定して運転
	34台	11台	0台
	75.6%	24.4%	0.0%

自転車運転方法(かさ差し運転)に関する 法令・条令の紹介

◎ 道路交通法 第70条(安全運転の義務) には

自転車を含む車両等の運転者は、ハンドル・ブレーキ・その他の装置を確実に操作し、道路・交通及び車両等の状況に応じて、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

と示されています。

◎ 国家公安委員会告示 交通の方法に関する教則 第3章第1節 1(5) には

かさを差して自転車に乗るのはやめましょう。

と示されています。

交通の方法に関する教則 とは 道路交通法第108条の28の4 に

国家公安委員会は適正な交通の方法を容易に理解することができるようするために、法令で定める道路の交通の方法を内容とする教則を作成する。

と示されていることに基づいています。

◎ 都道府県が定めた道路交通法施行細則・道路交通規則条例 には

全ての都道府県がかさを差しながらの自転車の運転を禁止しています。(4府県で「交通頻繁な道路」という条件があります。)

かさを差すとは [手に持つ] [車体に固定] の方法がありますが、[車体に固定]について

交通の方法に関する教則 第3章第1節 1(7) には

かさを自転車に固定して運転すると、不安定になつたり視野が妨げられたり、かさが歩行者に接触したりするなど危険な場合があります。

と示されています。

都道府県の条令で

三重県はかさを差すこと、「車体に固定を含む」 37都道府県は「安定を失うおそれのある方法で運転しないこと」

と示されています。

車体にかさを固定することで安定性を失うおそれがあり、風が吹くと安定性が特に悪くなり、転倒する危険性がさらに高くなります。

したがって、交通の方法に関する教則並びに都道府県の条令に基づくと、車体にかさを固定して運転することは禁止と考えられます。

◎ 2026年4月に道路交通法が改正される予定で、交通反則通告制度がかさ差し運転にも適用され(16歳以上)

反則金6,000円

が反則金額案です。